

Ⅲ. 持続的な生産を支える基盤・環境づくり

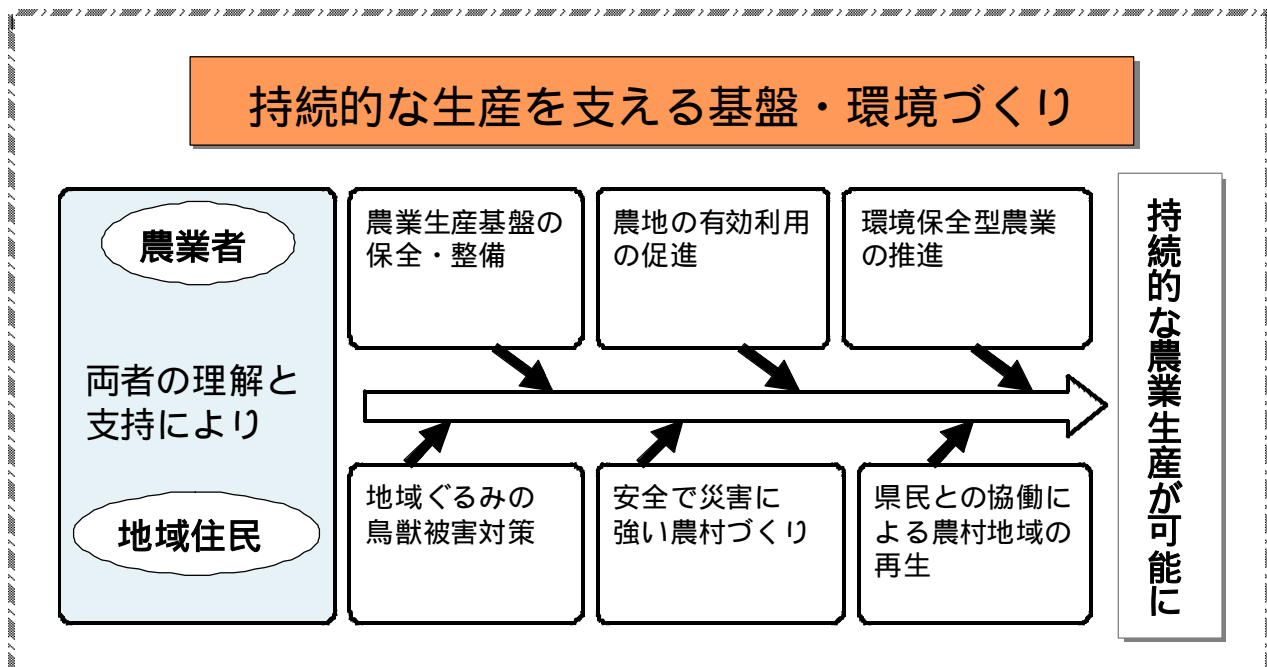
- 1 農業生産基盤の保全・整備
- 2 農地の有効利用の促進
- 3 安全で災害に強い農村づくりの推進
- 4 環境保全型農業の推進
- 5 地域ぐるみの鳥獣被害対策の強化
- 6 県民との協働による農村地域の再生

ねらい

持続的な農業生産を支える基盤・環境づくりを目指し、農地の有効利用に向けた農地集積の促進、地域の実情を活かした生産基盤の保全・整備、耕作放棄地対策を推進します。

また、地域の協働活動による農地や農業用排水路の保全、老朽化が進む農業水利施設の保全・整備を進めます。さらに、鳥獣害や自然災害に強い地域づくりに取り組むとともに、環境負荷を低減した農業生産を推進します。

施策展開のイメージ



1 農業生産基盤の保全・整備

老朽化した既存農業水利施設の有効活用を図るため、ストックマネジメント手法による機能保全対策を推進します。また、担い手を中心とした生産性の向上を図るため、地域に適した生産基盤の計画的な整備、低コストな整備手法の導入などに取り組みます。

既存農業水利施設の有効活用による農業用水の安定供給を確保するため、効率的な機能保全対策に取り組みます。

基幹的な農業水利施設を有する県内の33土地改良区について、土地改良区毎に機能診断を行い、農業水利施設としての機能を保全するために必要な対策方法を定めた機能保全計画を策定します。

機能保全計画に基づく対策工事を行うストックマネジメント手法の実施により基幹農業水利施設の機能を効率的に保全します。

小規模な農業水利施設については市町村・土地改良区・地域住民が主体となって施設規模に応じた保全対策が実施できるよう、指導や支援を行っていきます。

地域条件に適した生産基盤の整備により、優良農地の確保を図ります。

整備の遅れている西毛地域や赤城西麓地域などの畑地帯において、計画的に基盤整備を実施します。

簡易で低コストな整備手法による基盤整備を推進し、生産性の高い農地の確保を図ります。

耕作放棄地解消・発生防止基盤整備の実施により、地域が主体となった耕作放棄地の発生防止や農業用施設の維持管理の取組を促進します。

担い手への農地利用集積を図るため、生産基盤の整備を推進します。

担い手への農地利用集積と併せて実施する担い手育成型の基盤整備を優先的に取り組みます。

事業実施前に関係機関と連携して営農計画検討を十分にを行い、担い手への農地集積や集落営農の取組を支援します。

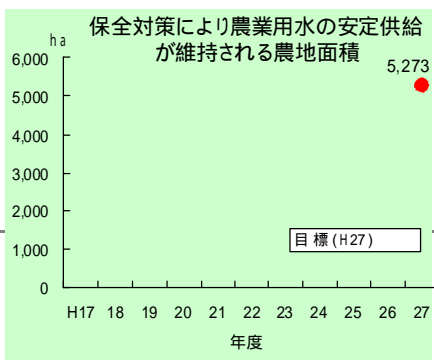
事業実施後のフォローアップにより、営農面での効果が発現できるよう支援します。

基幹的な農道の施設保全対策を推進します。

農業生産及び県民生活を支える農道が、将来にわたって良好な状態でその役割を果たせるよう、既存施設の長寿命化を図るとともに、計画的な予防保全対策に取り組みます。

施策推進指標

指標名(単位)	参考(H17)	現状(H21)基準年	目標年(H27)
保全対策により農業用水の安定供給が維持される農地面積 (ha)	-	-	5,273



ストックマネジメント： 農業水利施設について土地改良区などの施設管理者による日常管理や施設の定期的な機能診断を行い、施設の老朽化及び劣化状況に応じた計画的な保全対策の実施により、既存の施設を有効活用し、施設の長寿命化やライフサイクルコストを低減させる手法。

2 農地の有効利用の促進

農業生産を支える農地の有効利用を促進するため、農地集積(流動化)や、地域の実情を活かした耕作放棄地対策を推進します。また、優良農地の確保を図るため、各種農地制度の適切な運用を行います。

担い手への農地集積(流動化)を推進します。

市町村、農業委員会、JAによる農地利用調整活動を支援し担い手への農地集積を促進します。担い手への面的な農地集積の促進のため、農地利用集積円滑化事業(JA、市町村等)の推進と県農業公社による農地保有合理化事業を推進します。基盤整備と一体となった担い手への農地利用集積を促進します。

地域の実情に即した耕作放棄地対策を支援します。

耕作放棄地の発生防止のため、市町村、農業委員会、JA等による農地利用調整活動を支援し、農地集積の促進と一体的な取組みを推進します。農業委員会による農地利用状況調査や耕作放棄地所有者への利用・再生のあっせん活動を支援します。耕作放棄地の再生活用に向けて、市町村・JA・土地改良区などの情報の共有化と関係機関等の連携を図ります。耕作放棄地を活用した野菜や戦略作物(麦、飼料作物、飼料米、ソバ等)の作付を促進します。県農業公社による耕作放棄地再生利用(再生作業、就農研修、市民農園)を推進します。

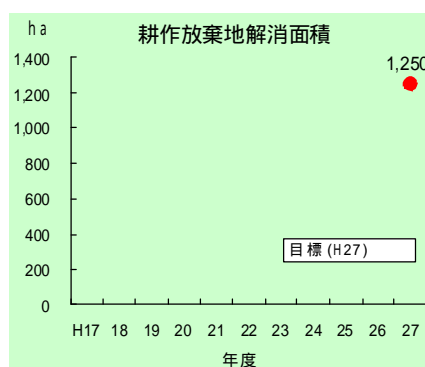
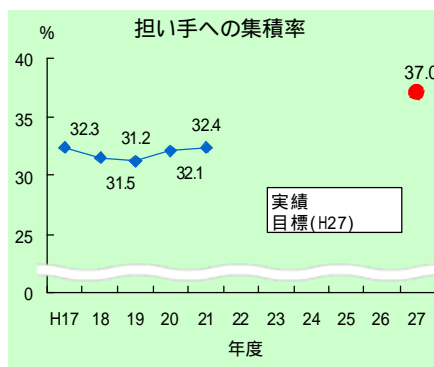
新たな農地制度の適切な運用により優良農地の確保を図ります。

農業振興地域制度及び農地転用許可制度を適切に運用し、優良農地の確保を図るとともに、農地の貸借を促進し効率的な利用を図ります。

施策推進指標

指標名(単位)	参考(H17)	現状(H21)基準年	目標年(H27)
担い手への農地の集積率(%)	32.3	32.4	37.0
耕作放棄地解消面積(ha)	-	-	1,250

耕作放棄地解消面積のH27の目標はH23～27の5カ年間の累計



3 安全で災害に強い農村づくりの推進

農業気象災害による農作物、農地、農業用施設への被害を未然に防止するため、技術対策の情報提供、農業用施設の整備、老朽化ため池の保全整備に取り組みます。また、被害発生後の農作物の再生産確保、農地、農業用施設の復旧を支援します

農業気象災害の発生防止のための情報提供や被害発生時の迅速な対応を図ります。

様々な農業気象災害の発生に備え、技術対策等の適時適切な情報提供を行います。
被害農作物の樹草勢回復への支援措置を講ずるとともに、被害農漁業用施設の復旧に必要な災害経営資金等の融資により、再生産の確保を図ります。
梅雨や台風等に加え、局地的なゲリラ豪雨等により発生する農地や農業用施設災害の復旧を支援します。

安全で災害に強い農村づくりを目指して、農業水利施設等の整備を推進します。

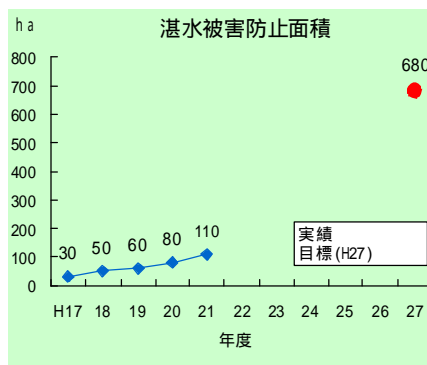
流域の開発等によって、湛水被害が頻発している地域において、排水施設の整備により、農用地への被害を防止するとともに、宅地等への浸水も防止します。

老朽化等で改修が必要なため池について、早期改修を推進します。

農業用ため池緊急点検により、早期に改修が必要とされたため池について、計画的な整備を行います。

施策推進指標

指標名(単位)	参考(H17)	現状(H21)基準年	目標年(H27)
湛水被害防止面積(ha)	30	110	680



4 環境保全型農業の推進

農業の生産活動に伴う環境負荷の軽減を図るため、環境保全型農業への取り組みを推進します。また、農業生産工程管理(GAP)、総合的病害虫・雑草管理(IPM)の確立等を支援するとともに、発生予察に基づく的確な防除等により持続可能な農業生産を推進します。

化学農薬や化学肥料の低減、土づくりにより、環境への負荷を低減した環境保全型農業への取組を推進します。

持続的で環境にやさしい農業を実践するエコファーマーの認定取得を推進します。
群馬県特別栽培農産物認証制度を推進するとともに、国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の表示ルールの普及啓発を図ります。
群馬県有機農業推進計画に則した有機農業の取組を推進します。

環境保全、労働安全などの分野を含む高度な農業生産工程管理(GAP)の導入を推進します。

GAPの考え方や理念について農業者の理解を進め、環境保全、労働安全の推進を図ります。
普及指導員、JA職員などのGAP指導者の育成を行うとともに、農業者の中からGAPリーダーを育成します。
アドバイザーの派遣により、GAPの導入地区(団体)を支援します。

総合的病害虫・雑草管理(IPM)の考え方や技術を広く周知するとともに、IPM実践指標に基づく技術の普及・定着を図ります。

県が農作物ごとに策定したIPM実践指標を基本とし、天敵などを導入した総合的な病害虫防除対策を推進します。
化学農薬に代わる防除技術の研究開発を行うとともに、新たな技術については実証展示ほを設置し、効果の確認を行います。
新たに得られた成果は、適宜IPM実践指標に加え、技術の普及、定着を図ります。

病害虫について発生予察を行い、効率的な防除により農作物の安定供給と環境への負荷軽減を図ります。

農作物の病害虫発生状況について定期的に巡回調査を行います。
病害虫の発生予察に関する情報を定期的に農業者等に提供し、重要病害虫のまん延が懸念される場合には注意報等の発表により、的確な防除を推進します。

農作物残渣や農業用廃資材の適正処理を推進します。

農業の自然循環機能を高めるために、農作物残渣の有効活用の取組を支援します。
農作物残渣が病害虫の発生源となることを防止するため、適正処理を推進します。
農業生産活動全般から発生する廃棄物資材の回収と、適正処理により、資源のリサイクルを推進します。

農業生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice): 農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

総合的病害虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management): 化学農薬による防除だけでなく、様々な防除手段の中から適切な技術を組合せ、経済的な被害が生じないよう病害虫や雑草の管理を行うこと。

地球温暖化の防止に向けた取組を支援するとともに、温暖化に適応した品種育成や栽培技術の確立・普及を進めます。

農業生産に係る温室効果ガスの発生を低減させるため、施設園芸における化石燃料の代替技術の導入や、家畜ふん尿の処理方法の改善などの取組を支援します。

地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動の取組(減化学肥料・減化学合成農薬、カバークロップ等の作付け、冬期湛水管理、有機農業)を支援します。

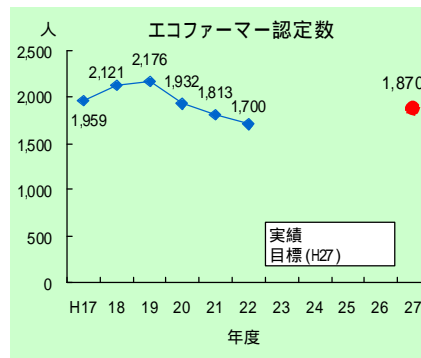
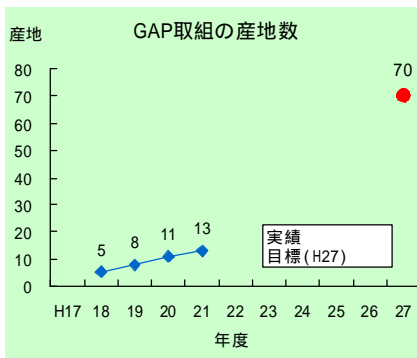
地球温暖化に対応した水稻、野菜、花き、果樹などのオリジナル品種の育成や品種選定に取り組むとともに、栽培技術の確立と普及を図ります。

施策推進指標

指標名(単位)	参考(H17)	現状(H21)基準年	目標年(H27)
GAP取組の産地数(産地)	5 ¹	13	70
エコファーマー認定数(人)	1,959	1,700 ²	1,870

1 GAP取組の産地数はH18の実績

2 エコファーマー認定数はH22の実績



生物多様性の保全：農用地にも多種多様の生物が様々な繋がりで見守られており、作物の生育にも役立っている。農薬や肥料などの使いすぎを止めることで、こうした生物への影響が少なくなり、持続的な農業生産を進めることができる。

5 地域ぐるみの鳥獣被害対策の強化

年々増加する鳥獣被害への対策を強化するため、「鳥獣被害対策支援センター」を中心に、「包括連携協定」を締結した日本獣医生命科学大学との連携により、計画的かつ総合的な被害対策に取り組み、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進します。

市町村の鳥獣被害防止計画に基づく取組を支援します。

鳥獣害防止特措法に基づく市町村鳥獣被害防止計画の策定や、計画に基づく対策の円滑な実施に向け、助言・指導を行います。

地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進します。

被害状況や加害鳥獣の生息状況を把握するとともに、被害地域住民の合意形成、集落環境診断に基づき、被害対策を実施してその効果を検証します。

鳥獣との棲み分けを図る侵入防止柵や緩衝帯の整備を支援します。

予測不能な被害の発生に対して、迅速な対策が図れる支援体制を強化します。

関係機関と連携して、安全で効果的な鳥獣害防止技術の開発と普及を図ります。

農業者による有害鳥獣捕獲を支援します。

農業者等を対象に、わな猟免許取得の推進を図ります。

農業者自らが農地を守るため、安全で効果的な有害鳥獣の捕獲を支援します。

鳥獣被害対策指導者を育成します。

野生鳥獣の生態や被害防止に関する基本的な知識・技術を有する被害対策指導者を育成します。

地域に精通し、高度な専門知識と技術を有する被害対策専門技術者を育成します。

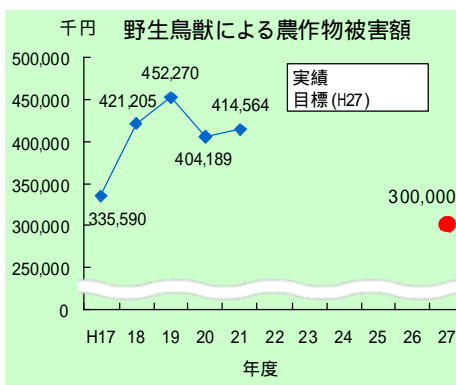
鳥獣被害対策に関する情報の共有化や広域的対策に取り組みます。

野生鳥獣害対策協議会や啓発資料等を活用し、被害状況及び被害防止技術に関する情報を関係機関と共有するとともに、広く県民に提供します。

国・近隣県と連携し、広域的な被害対策に取り組みます。

施策推進指標

指標名(単位)	参考(H17)	現状(H21)基準年	目標年(H27)
野生鳥獣による農作物被害額 (千円)	335,590	414,564	300,000



6 県民との協働による農村地域の再生

過疎化、混住化等が進む農村地域において、農業・農村が持つ多面的機能を保全するため、地域住民の協働による取組を強化します。特に中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度等の活用により、活動の核となる人材を育成し農村地域の活性化を図ります。

地域の結びつきを強化し、農村地域の維持や活性化の取組を支援します。

農家と非農家の協働活動を通じた話合いや、地域住民と都市住民との交流イベント等を通じた住民の結びつきの強化を支援します。

地域の子供たちや老人会等の各種団体が行う、啓発活動や農業体験等の活動を支援し、農地・農業用施設、農村環境の保全に向けた意識の向上を図ります。

棚田・棚畑地域での保全計画の策定や活動の支援により、地域での保全活動を支援します。

農業者と地域住民の連携と協働による農地や農業用施設の保全活動を支援します。

農業者や地域住民などにより構成される組織が行う、農地や農業用施設の日常的な保全管理や、地域資源を有効活用した自然環境や景観の保全などの取組を支援します。

集落等が行う水路、農道等の補修、補強など施設の長寿命化のための取組を支援します。

地域資源の活用により中山間地域の農村集落の維持・再生に取り組みます。

中山間地域等直接支払制度による協定締結を推進し、協定に定めた活動が継続的に行われるよう支援します。

地域それぞれの資源や特性を活かした農業生産活動を支援し、集落機能の維持・発展を図ります。

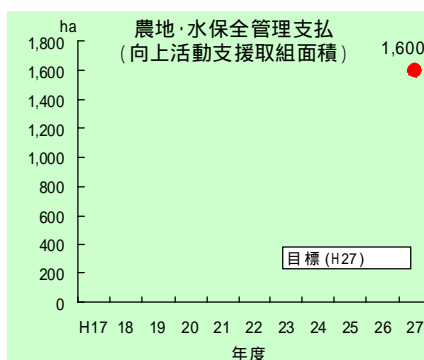
農業者による捕獲や侵入防止柵や緩衝帯の整備を支援し、地域ぐるみの鳥獣被害対策を強化します。

人材育成や地域資源の商品化支援等により、新たな交流需要の創出を図ります。

農業体験イベントの開催や普及啓発パンフレットの作成等により、中山間地域の農業や農村の有する多面的機能に対する理解を進め、地域住民全体での取組を促進します。

施策推進指標

指標名(単位)	参考(H17)	現状(H21)基準年	目標年(H27)
農地・水保全管理支払 (ha) (向上活動支援取組面積)	-	-	1,600



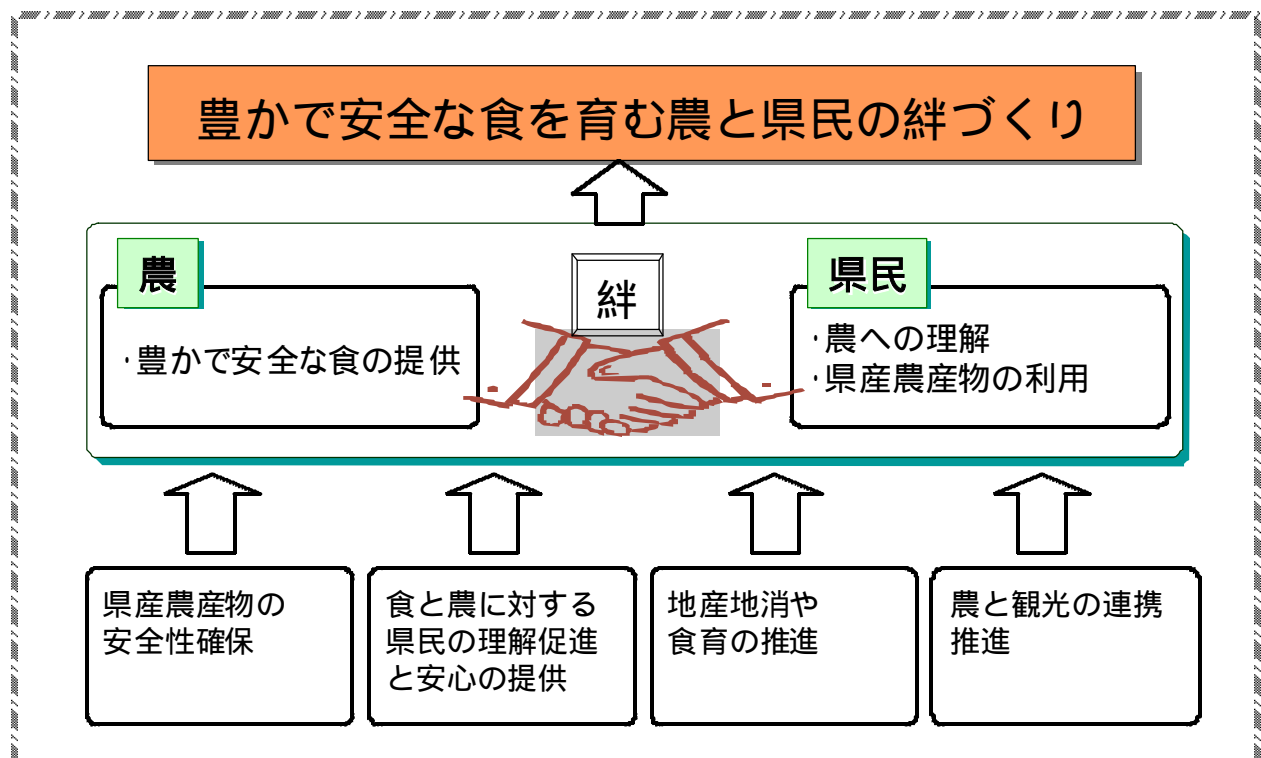
IV. 豊かで安全な食を育む農と県民の絆づくり

- 1 県産農産物の安全性確保
- 2 食と農に対する県民の理解促進と安心の提供
- 3 地産地消や食育の推進
- 4 農と観光の連携推進

ねらい

豊かで安全な「食」を育む「農」と県民との絆づくりを目指し、食の安全の確保と、県民が安心を得られる供給体制の確立を進めます。また、本県農畜産物に対する県民の理解促進に向け、消費者と生産者の情報の共有化や地産地消、食育の推進に取り組みます。

施策展開のイメージ



1 県産農産物の安全性確保

県産農産物の生産から流通の各段階における安全性を確保するため、食品の監視活動や検査体制の充実、農薬適正使用の推進を図ります。また、県民の BSE に対する不安解消など、食肉に対する安全性を確保します。

生産から流通の各段階における、食品の安全性を一層高めるため、監視指導と連動した検査体制の充実を図ります。

ポジティブリスト制度の導入に伴って残留農薬検査項目数の増加を図るとともに、高度化する検査技術や食品の安全性に関する新たな課題への的確な対応を図ります。

試験検査体制の一層の充実と検査データの信頼性を確保します。

カドミウム基準値改正について、生産者や市町村及びJAに対し広く周知を行うとともに、カドミウム低減対策を推進します。

県産生乳の安全性を確保するため、衛生検査にもとづき必要な改善指導を行います。

食品の安全などの分野を含む高度な農業生産工程管理(GAP)の導入を推進します。

食品安全、環境保全、労働安全の各分野を含む高度なGAPを推進し、農産物の安全確保に努めます。

野菜の重点8品目、小麦などの栽培農家に対して、GAPの導入推進を図ります。

既にGAPに取り組み、さらにレベルアップを図る産地に対しては、情報の提供等を通じて第三者認証の取得を支援します。

農薬の適正使用を推進します。

農薬使用者等に対し、農薬の適正使用について啓発するとともに、県が認定する農薬適正使用推進員や農薬管理指導士を通じて適正使用の徹底を図ります。

農薬販売店や農薬使用者等に対し立入り検査を実施し、適正な販売、管理、使用について指導を行います。

生産履歴の記帳推進、出荷団体等における残留農薬の自主検査推進、行政による残留農薬検査の実施の3点セットの取組により、県産農産物の安全性確保を図ります。

畜産物における動物用医薬品の残留をゼロにします。

獣医師、畜産農家に対し、各種講習会等の機会を通じて動物用医薬品の適正な使用を徹底します。

家畜伝染病予防法で定める飼養者が遵守すべき飼養衛生管理基準の徹底とともに、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養管理(農場 HACCP)の考え方を畜産農家へ広めます。

食肉の BSE スクリーニング検査を実施し、県民の BSE に対する不安を解消します。

全頭スクリーニング検査を望む多くの県民の声を反映し、当分の間、全頭検査を継続します。また、国の定める BSE 対策について理解が得られるよう、BSE に対するリスクコミュニケーションを実施します。

と畜場内での特定危険部位の適切な除去の確認、可食部位との分離処理、確実な焼却処分の監視指導を行います。

安全な畜産物の生産に重要な役割を果たす産業動物獣医師の確保対策を行います。

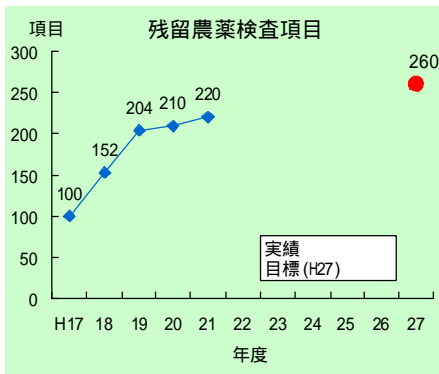
産業動物獣医師修学資金給付事業により、高齢化や減少傾向にある産業動物獣医師の計画的な確保を図ります。

飼養環境、飼料給与等を基本とした予防衛生の知識を持ち、かつ、農場 HACCP を実践できる管理獣医師の育成に努めます。

リスクコミュニケーション：生産者、消費者、食品営業者、研究者、行政その他の関係者の中で、情報及び意見を相互に交換すること。

施策推進指標

指標名(単位)	参考(H17)	現状(H21)基準年	目標年(H27)
残留農薬検査項目数(項目)	100	220	260



2 食と農に対する県民の理解促進と安心の提供

食と農に対する県民の理解促進を図るため、関係者の交流等に取り組みます。また、農産物の安全確保による消費者への安心の提供や、都市住民や子どもたちを対象にした体験活動を推進します。

食と農に対する県民との意見交流と相互理解を促進します。

消費者、生産者、食品営業者等で構成する「食品安全県民会議」を中心に、関係者間の情報共有と相互理解を促進します。

より多くの県民に、リスクコミュニケーション 事業に参加してもらうため、多様な場を設定します。

リスクコミュニケーションを担う人材育成の充実を図ります。

農業者が実践する農業生産工程管理(GAP)について、消費者の理解促進を図ります。

農産物の安全性確保の取組の理解促進により、消費者に安心を提供します。

消費者が食の生産・加工・流通等の現場を自主的に訪問できる仕組みを整えます。

消費者の多様性に対応し、世代等を勘案した食の安全への理解促進の機会を提供します。

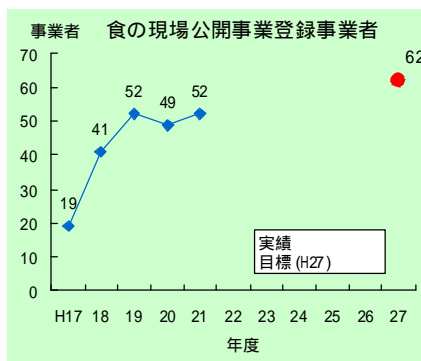
農薬使用の現状と使用基準の遵守による安全性確保について、消費者の理解促進を図ります。

都市住民や子どもたちが、農業・農村の魅力や大切さを実感できるよう、体験的な活動等に関する情報提供を積極的に行います。

農業用水利施設の見学や農作物の収穫体験の実施、小学生向けのパンフレットの発行による情報提供等を行い、農業・農村や農業農村整備に対する県民の理解促進を図ります。

施策推進指標

指標名(単位)	参考(H17)	現状(H21)基準年	目標年(H27)
食の現場公開事業登録事業者数 (事業者)	19	52	62



3 地産地消や食育の推進

県産農産物に対する県民の関心を高めるとともに、その利用促進を図るため、「ぐんま地産地消県民運動推進会議」を中心に地産地消の普及啓発等に取り組みます。また、教育現場や農業団体等との連携により、食育を推進します。

地産地消を県民運動として推進します。

地産地消の推進母体である「ぐんま地産地消県民運動推進会議」を中心に、関係団体が行うイベント等を支援し、県民に広く地産地消を呼びかけます。

地場産農産物の利用を促進します。

地場産農産物やその加工品等を販売又は利用する小売店・旅館・飲食店等を「ぐんま地産地消推進店」として認定し、積極的な広報・PRを行います。

地元農産物を学校給食へ取り入れる取組を積極的に支援します。

県産農産物を主原料とした商品を製造・加工・流通させている企業等を「ぐんま地産地消協力企業」として認定し、積極的な広報・PRを行います。

食に対する感謝の気持ちや、農業・農村が果たしている役割への理解促進を図るため、市町村、保育、教育現場などと連携した食育を総合行政により進めます。

教育機関や農業団体等と連携して、児童・生徒とその保護者に対する食農教育に地域全体で取り組みます。

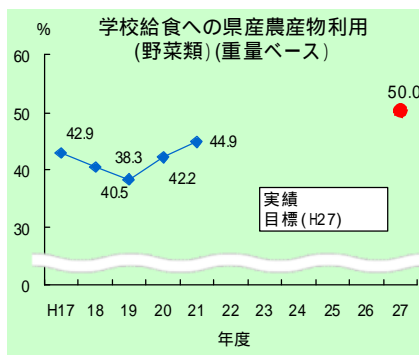
地域の食文化及び伝統的な農産物の継承に関わる団体やNPO等の取組を支援します。

食育推進サポーター制度や食育教材を活用した食育応援事業の拡充を図ります。

県民により身近な地域での食育を推進するため、市町村と協働でぐんま食育フェスタを開催します。

施策推進指標

指標名(単位)	参考(H17)	現状(H21)基準年	目標年(H27)
学校給食への県産農産物利用 (野菜類)(重量ベース:%)	42.9	44.9	50.0



4 農と観光の連携推進

農と観光の連携強化による農村地域の活性化を図るため、農業・農村が保有する食や景観などの資源の発掘や、これら資源の積極的な活用を推進します。また、こうした取組を通じて県民との絆を強め、県民が誇りを持てる農業・農村の実現を目指します。

立地条件を活かした魅力ある観光農業の展開を支援します。

果樹、いちご等を中心とした観光農業を推進するため、生産者による産地PRやマスメディア等を活用した積極的なPRを支援します。

各種研修会の開催等を通じて、観光農園経営者における「もてなし」の心を醸成します。

消費者ニーズへの対応や観光との連携を一層強化するため、収穫期間の拡大に向けた新品種、品目の導入等を支援します。

地域の特色を活かした観光農業を推進するため、歴史や文化、景観、生態系などの農村環境に配慮した農村資源の保全・整備を支援します。

農産物直売所等を中心に、観光資源としての地場産農産物を積極的にPRします。

観光資源としての本県の優れた食材のPRを行うとともに、県内の農産物直売所等のPRを支援し、地場産農産物の利用を促進します。

魅力のある農産物直売所づくりに向けて、その実態を把握するとともに、活動支援や情報提供を行います。

市町村や関係団体等との連携により、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズム(都市農村交流)の取組を支援します。

県グリーン・ツーリズム連絡協議会及びぐんまグリーン・ツーリズムサポーター連絡会等と連携を図りながら、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズム受入体制の整備を推進します。

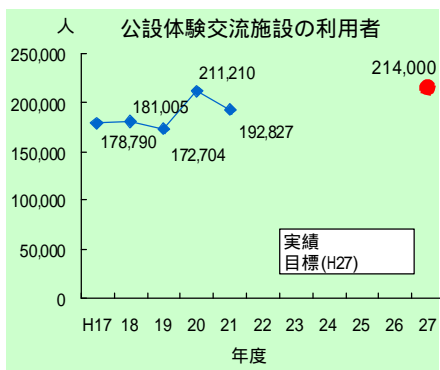
パンフレット・ホームページ等を活用した効果的な広報宣伝活動を実施し、県内への誘客を促進します。

人材育成研修会を開催し、地域の受入農家やインストラクターの育成を支援します。

地域の体験メニューの開発や地域資源の商品化に向けた取組等を支援します。

施策推進指標

指標名(単位)	参考(H17)	現状(H21)基準年	目標年(H27)
公設体験交流施設の利用者数(人)	178,790	192,827	214,000



第5章 地域政策

本県では、豊富な水資源や長い日照時間、標高差に富んだ地形といった恵まれた自然条件や、大消費地に隣接している立地条件を活かし、年間を通じ多彩な農産物が生産されています。

また、地域資源を活かした、観光との連携や、加工・販売による高付加価値化の取組が各地域で数多く行われています。

各地域で豊かで活力ある農業の実現を目指し、県内を5つの地域に分類し、それぞれの地域の特色を踏まえた施策の展開方向を示します。

中部地域	5 2
西部地域	5 6
吾妻地域	5 9
利根沼田地域	6 2
東部地域	6 5



中部地域【地域政策】

現状

中部地域は群馬県のほぼ中央に位置し、前橋地域、渋川・北群馬地域、伊勢崎・玉村地域の3つの地域の3市2町1村から構成されます。大消費地である東京及びその周辺地域に近い立地条件の下、水利や土地基盤の整備が進んだ農地等を活用し、安全・安心で多彩な農畜産物を生産・供給しています。また、消費者や学校給食等と連携した地産地消、直売所や農園を核とした観光農業、消費者ニーズや環境等に配慮した農業の実践など、地域農業の維持・強化に向けた様々な取組が行われています。「米麦二毛作を基幹とした土地利用型農業」、「首都圏を始めとした大消費地向けの野菜の生産」、「県全体の4割以上を占める畜産」及び「赤城山麓や渋川周辺地域の観光農業」などが、この地域の農業の特色となっています。



取組方向【重点推進事項】

意欲ある多様な担い手の確保と育成

近年、新規就農者は増加傾向にあるものの、農業従事者の高齢化や担い手の減少により、地域農業経営は脆弱化しています。また、認定農業者においても高齢化が進み、今後の大幅な増加は見込めない状況にあります。このため、地域農業を担う多様な担い手の確保と育成が大きな課題です。

また、効率的・安定的な農業経営のため、認定農業者や集落営農組織への農地集積が一層必要であり、集落営農組織の法人化による体質強化が課題となっています。

農業関係機関・団体等の連携により就農支援体制を強化し、新たに農業を志す新規就農者に対して、研修受け入れ農家や農地・遊休施設情報等の整備を行うとともに、就農環境づくりと農業経営の自立を支援します。

認定農業者への農地集積や効率的・持続的な農業経営を行うことができる集落営農組織の法人化の推進と集落営農法人設立後の支援を行い、経営体質の強い担い手を育成します。

効率的・安定的な担い手となる経営体を育成するため、農業経営改善計画の認定を進めるとともに、認定農業者の経営管理能力の向上を図ります。

女性・高齢者、定年帰農者等の生産技術・経営管理能力向上を支援します。また、農村起業の育成と組織の活性化を推進します。

野菜生産の拡大と経営基盤の強化

中部地域では、平坦地から中山間地まで標高差のある地形を活かし、多品目な野菜が生産されています。担い手不足による生産の脆弱化へ対応し、野菜の生産を拡大して経営基盤を強化していくためには、省力・低コスト化等の生産技術の導入とともに、雇用労力を活用した生産規模の維持・拡大、多様な経営形態の育成・強化が必要となっています。また、消費者の産地に対する信頼性向上につなげるため、環境に配慮した持続性の高い野菜生産が求められています。

野菜の生産・販売戦略を持った産地づくりを実現するため、各ＪＡごとの野菜振興プロジェクト会議等を核に関係機関が一体となり、県重点品目や地域推進品目等の生産規模拡大への取組を進めます。また、産地の認知度・信頼性向上を図るため、販売・流通促進への取組を支援します。

前橋地域では、雇用導入によるきゅうり経営の安定化と露地なすの新規作付及び規模拡大を推進して、野菜産地の発展を図ります。また、ねぎやほうれんそうでは機械化による省力化や作業受託組織の育成を行い、産地の活力向上を図ります。

渋川・北群馬地域では、いちごやなすへの総合的病害虫防除（ＩＰＭ）技術導入による環境に配慮した野菜生産の推進、ブロッコリー、パプリカなど地域推進品目の推進、生産法人や生産組織の活動支援などを通じて、野菜産地の活性化を図ります。

伊勢崎・玉村地域では、露地なすとブロッコリーを中心に新規栽培者の掘り起こしや推進を実施し、生産拡大を図ります。また、施設・露地なすではＩＰＭ技術の導入を推進し、安全性を高めます。

畜産生産基盤及び経営体質の強化

畜産経営の専門化・大規模化に伴い、輸入飼料への依存割合が増加し、飼料価格の変動は経営に大きな影響を及ぼしています。経営安定化のため、自給飼料の利用を促進することが必要となっています。

また、海外から家畜伝染病が侵入する危険性が高まっていることから、県・市町村・関係団体及び家畜飼養者が役割分担を明確にし、密接な連携の下、効果的・効率的な家畜防疫を的確に推進していく必要があります。

家畜糞尿処理については、野積み・素掘り等はほぼ改善されましたが、経営に起因する悪臭苦情が発生しています。今後は、農業生産における土づくりの観点からも耕畜連携によるたい肥の更なる流通促進が課題となっています。

集落営農組織等を含めた飼料作物生産組織や地域型コントラクターの育成・強化を図るとともに、飼料イネや飼料用とうもろこし等の自給飼料の生産拡大を推進します。

生産家畜や生産物の安全性の確保を図り、適正な飼養衛生管理を推進します。また、事前対応型の家畜防疫として、防疫演習を通じて関係者に伝染病発生時の役割分担を広く周知するとともに、管内の家畜衛生情報の収集に努めます。

畜産農家と耕種農家の連携による循環型農業を確立するため、土壌診断結果に基づいた適正施肥によるたい肥の地域内流通を促進します。また、併せて稲わら等の有効活用を図り耕畜連携を推進します。

農地の有効活用による自給率向上

米麦二毛作を基幹とした土地利用型農業を維持し、水田農業の経営を安定させるためには、自給率向上に取り組む環境を作り、新規需要米（米粉用米、飼料用米、飼料イネ）等の作物の生産を増やしていくことが不可欠です。

年々増加する耕作放棄地は、病害虫・鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障等で周辺地域の営農環境に悪影響を及ぼし、また、地域農業の担い手への農地集積の阻害要因ともなっています。

前橋地域では、地域型コントラクターによる飼料イネの定着と生産安定を図るとともに、麦類の生産安定と小麦新品種「さとのそら」にGAPを導入します。

渋川・北群馬地域では、農業農村整備事業による基盤整備や農業用水などの条件整備を通じて農地の利用促進を図ります。

伊勢崎・玉村地域では、小麦新品種「さとのそら」にGAPを導入します。

地域担い手育成総合支援協議会が中心となり、耕作放棄地の現状・情報を整理し、関係機関と連携して地域での話し合いを重ね、担い手への集積を効率的に促進するなど、その再生利用を図ります。

鳥獣被害防止対策として防護柵等の設置やわな猟免許取得を支援するとともに、集落単位で対策が進むよう指導者・技術者等の人材育成を支援します。

観光資源を活かした地域農業の振興と地産地消・食育の推進

中部地域には全国的に知名度のある伊香保温泉、赤城山などがあり多くの観光客が訪れています。近年、農産物直売所や果樹園をはじめ、食や体験など多様な観光資源を有する農業が注目されています。地域農業の振興を図るためには、魅力ある観光資源としての価値の創出と関係者の連携強化が求められています。

伊香保温泉旅館等への地場産物の供給拡大を図るため、新規品目の掘り起こしや、農産加工品の開発を行い、地域特産品としての定着化・利用拡大を推進します。

赤城山地域振興プロジェクトと連携し、直売所・果樹園等を核とした観光農業を推進します。

魅力ある観光資源として価値を創出するため、農産物直売所に対応した少量多品目生産を推進するとともに、四季を通じて収穫体験できるいちご、おうとう、ブルーベリー、ぶどう、りんご等の観光農園の連携と、その品質向上を推進します。

県産農畜産物の利用促進を図るため地産地消に取り組み、また、教育や農業団体との連携による食育を推進します。

地域特産農産物の生産振興

渋川・北群馬地域においては、主要作物としてこんにゃくの産地が形成されていますが、連作による土壌病害の発生や輸入増加による価格の不安定化などで経営が圧迫される一方、農村地域への混住化が進み、薬剤散布等に対して配慮が求められています。

また、中部地域のきのこは、県内生産量の概ね4割を占めており、生しいたけをはじめ、多種類のきのこが生産されていますが、価格競争及び産地間競争の激化により厳しい状況に置かれているため、低コスト生産と高品質化が求められています。

渋川・北群馬地域では 主要作物であるこんにゃくの産地対策として、輪作や優良新品種みやままさりの普及を図るとともに、温湯消毒機や越冬栽培などの新技術の導入により、環境に配慮した栽培を推進します。

きのこでは、生産コストの削減や生産の合理化に向けた施設等の再整備を推進します。また、安全なきのこを求める消費者の声に応えるため、生産者団体が行う安全生産への取組を支援し安全生産管理を推進します。

農業生産基盤の保全・整備

中部地域の基幹的な農業用水路の中で、群馬用水(築造年度: S40 ~ 53)、大正用水(S19 ~ 27)、坂東大堰・広瀬桃木両用水(S23 ~ 25)、佐波新田用水(T13)、赤城大沼用水(S31)などの施設は、老朽化に伴い用水機能低下が進行しており、計画的な補修・補強・更新が必要になっています。

渋川市赤城町地域や伊勢崎市境地域の畑地帯は、整備が遅れており、野菜の産地化や担い手育成の障害、耕作放棄地増加の一因となっていることから、早急な整備が必要となっています。

基幹農業用水利施設については、劣化状況及び機能低下状況を把握し、その状況に応じた保全対策を計画的に進めるストックマネジメント手法による整備を推進し、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図ります。

渋川市赤城町地域の畑地帯基盤整備の推進し、水を使った高収益作物への転換を支援します。

伊勢崎市境地域の基盤整備を行い、担い手への農地集積を図ります。

地域の状況に応じた多様な主体の参加を得て、施設の適切な維持管理と農業用水の有効利用を図る農地・水保全管理支払を推進します。

西部地域【地域政策】

現状

西部地域は、烏川、神流川、鑄川、碓氷川などの河川流域に沿った平坦地域から、長野県境、埼玉県奥秩父県境沿いの山岳地域まで、地形変化に富み、水と緑が調和した自然豊かな地域となっています。

西部地域の農業は、比較的生産条件の良い平坦地域やその周辺の間地域から条件の厳しい山間地域まで幅広く営農が行われていますが、地形条件的に大規模化に向かない地域が多いことから、比較的小規模で、多くの品目を少量づつ生産するといった多彩な農業が営まれています。

また、榛名山南麓を中心とした地域では、ウメ、ナシ等を中心に県内でも有数の果樹産地が形成されているほか、酪農を中心とした畜産地帯となっています。

このような中、現在の西部地域の農業・農村では、担い手の高齢化や減少による生産力の低下、農畜産物価格の安値基調による農業所得の減少、さらには、過疎化の進行や耕作放棄地の増大、野生鳥獣被害の深刻化など、地域社会の活力が低下しつつある状況となっています。



取組方向【重点推進事項】

地域を支える多様な担い手の育成確保

西部地域では、山間地域を中心に、過疎化や高齢化により、また、その他の地域においても後継者不足等により、農業農村の担い手の減少が続いており、農業経営の継続や農村機能の維持が難しい状況となっています。

このため、それぞれの地域の状況に応じた多様な担い手を育成確保し、地域の農業農村の活性化を図ることが急務となっています。

法人等組織経営体や認定農業者、新規就農者、さらに女性農業者の経営参画や起業活動など多様な担い手を育成・支援します。

多くの担い手がやりがいを持って農業経営に取り組めるよう、農業農村における男女共同参画社会の確立を図ります。

地域農業の生産力を補完するコントラクターや機械化組織の育成、オペレーターの養成等を推進します。

新規就農希望者や参入希望企業等が、円滑に営農活動へ取り組むことができる環境づくりを積極的に推進します。

水田利活用の高度化による水田経営の安定化

平坦地域を中心とした水田地帯では、認定農業者や集落営農組織等担い手への農地の集積が進んでいるものの、生産効率をより高めるためには、さらに面的な集積の推進が求められています。

また、戸別所得補償等の支援制度を最大限活用し、主食用米のほか新規需要米や麦・大豆等を組み合わせた水田利用の高度化による水田経営の安定化が求められています。

飼料イネ、飼料用米等の新規需要米のほか、麦類、大豆、飼料作物等の作付けと高品質生産を推進します。

効率的な生産体系の確立をめざし、集落営農組織の運営や法人化等の支援による体質強化を図ります。

水田の高度利用を図るため、認定農業者や生産組織など地域の担い手に対する利用集積を推進します。

園芸、工芸作物及び畜産等の産地育成と強化

西部地域においては、園芸作物を中心に少量多品目の農業生産が行われていますが、さらに収益性の高い農業生産を目指すため、県重点品目を中心とした産地の集約、先進的生産技術の導入など生産体制の強化が強く求められています。

また、自給飼料の生産利用拡大及び家畜衛生の向上による畜産経営の安定化や、きのこの安定生産に向けた基盤整備や円滑な原木調達の推進による経営の安定化などが求められています。

野菜については、重点8品目や地域推進品目（チンゲンサイ、オクラ、タマネギ）を中心に生産拡大を推進し、経営の安定化を図ります。

野菜・工芸作物産地の維持拡大を図るため、生産の省力化や品質向上が可能となる栽培体系への取組を支援します。

果樹については、収量確保と品質向上を図るとともに、県育成品種の活用などによる産地の活性化を図り、経営の安定化を推進します。

花き類については、鉢物類・切り花類の生産を推進するとともに、中山間地域においては、花木類と宿根草類の作付けを推進します。

遊休農地等を活用した自給飼料の生産利用を推進するとともに、家畜衛生や環境対策等の総合指導を推進し、畜産経営の安定化と体質強化を図ります。

畜産から供給される有機質資源について、良質たい肥の生産・流通を推進し、耕畜連携による資源循環型農業を推進します。

しいたけの生産量を維持確保するため、原木供給の確保、生産基盤・施設等の整備、消費拡大対策などを支援します。

地域農産物のブランド化と農商工連携による販売強化

近年、農畜産物価格の安値基調と燃油・飼肥料等生産資材の高騰による生産費の上昇により、農業所得が減少しています。このため農畜産物販売額を向上させる販売対策が強く求められています。

特に、西部地域では、野菜を中心に少量多品目の農産物が生産されていることから、地域農産物のPRやブランド化などの取組が必要となっています。

地域のイベント等におけるPR活動や試食体験等を通じて、地域農産物に対する消費者の認知度の向上と消費の拡大を図る取組を支援します。

地域の特徴的な農産物や加工品等の開発を推進するとともに、直売所等直接販売のほか、地域の飲食店への食材としての供給など、販路拡大に向けた取組を支援します。

食品の安全性確保など、消費者ニーズに応じた農畜産物を供給するため、特別栽培農産物生産や有機農業、GAP等への取組を推進します。

地域の観光資源や観光農園との連携による販路拡大を図るとともに、観光との連携活動に取り組む組織等を支援します。

生産基盤の整備と水利施設の保全、地域力を活用した農村の環境保全と活性化

西部地域においては、地形的条件等により、県平均に比べ基盤整備率が低いいため、農業生産効率の向上を目指した基盤整備のさらなる推進が求められています。農業用水利施設についても、老朽化が進んでいるため、計画的な補修、改修の必要があります。

また、農村景観や農業用施設等の保全を図るとともに、耕作放棄地の解消や鳥獣被害防止など、それぞれの地域が主体的に活動に取り組む必要性が高まっています。

生産基盤の利用効率を高めるため、各地域の状況に応じて、計画的な農地や農道の基盤整備を推進します。

農業用水の安定供給を維持するため、老朽化した水利施設は、補修などによる施設の長寿命化と計画的な更新を図ります。

地域の農地や農業用水施設等の適正な保管理を実現するため、高齢化、過疎化あるいは混住化の進行により機能が低下しつつある集落機能を維持向上させる地域活動を支援します。

グリーンツーリズム活動や農村体験など都市農村交流の取組を推進し、農山村地域の活性化を図ります。

耕作放棄地の解消や発生防止を図るため、市町村、農業委員会、農業者等が取り組む活動を推進・支援します。

鳥獣被害の防止対策として防護柵等の設置を支援するとともに、地域全体の活動として鳥獣被害防止対策が進むよう地域の指導者・技術者等の人材育成を支援します。

吾妻地域【地域政策】

現状

吾妻地域は、四季折々の変化に富んだ美しい自然や温泉等、県内でも屈指の観光資源に恵まれ、年間 720 万人余りもの観光客が訪れていることから、観光と結びついた新たな農業の展開が期待されています。

当地域では、畑を中心として、耕地が標高 300 m ~ 1,400 m の間に分布していることなどから、農業形態が多様な地域となっています。

販売農家の戸数や就業人口では減少傾向が続き、同時に農業従事者の高齢化も進んでいる中で、農業産出額は野菜と畜産で全体の約 8 割以上を占めており、特に吾妻西部地域では経営規模の大きな農家や若い担い手も多いことから、農家 1 戸当たりの生産農業所得は県平均よりかなり高くなっています。

吾妻東部地域では、こんにゃくを基幹とした複合経営が主体ですが、近年では夏秋ナス、雨よけトマト、スプレーギク、観光果樹等の産地化が図られているほか、畜産公共事業の実施に伴い豚と採卵鶏の飼養頭羽数が大幅に増加しています。

吾妻西部地域においては、広大な耕地と夏季冷涼な気候等から、高原キャベツを中心とした大規模な露地野菜の栽培や酪農が営まれています。また、山間地域の生産条件が不利な地域において、高齢者が中心となった切り花・宿根草等の生産が盛んで、特産品として定着しています。



取組方向【重点推進事項】

地域と連携した観光農業や地産地消の推進

吾妻地域には多くの農産物直売所や観光農園がありますが、その更なる活性化が課題となっており、地域性を活かし、観光と結びついた農業の推進を図るために、温泉地等への地場農産物や農商工連携による新たな農産加工品の供給が求められています。

また、地域の豊かな自然・文化を活かした都市農村交流を推進するとともに、学校給食への地場産農産物の利用や農作業体験学習等を通じて、食・農業・農村への理解を深める必要があります。

農産物直売所・観光農園の情報提供や運営支援を行うとともに、観光資源との連携や立地条件を活かした PR 等の取組を支援します。

「地産地消推進店」や「地産地消協力企業」を支援し、生産者と実需者等との交流・マッチングの場を提供するとともに、地域の農林水産物・資源を活用した農産加工、農商工の連携や 6 次産業化の取組を支援します。

町村や関係団体等との連携により吾妻地域の豊かな地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムの取組を支援し、地域の活性化を図ります。

学校や地域と連携し、学校給食や農作業体験学習等を通じて、子供たちなどに農業・農村の役割や食の大切さを伝える食農教育を推進します。

鳥獣被害対策の推進と農村機能の保全

吾妻地域では、カモシカ、イノシシ、サル、ニホンジカ等の野生鳥獣による農作物被害が多く発生しており、また耕作放棄地が増加していることから、鳥獣被害に強い集落づくりを進めるとともに、農地の有効利用を進め耕作放棄地の再生を図る必要があります。

特に、農地整備率が低く、このことが生産性向上や農地の有効利用面で課題となっています。また、これまでに造成された農業水利施設や農道等の老朽化が顕著になり、その保全対策が急務となっています。

さらに、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農業生産活動の維持が難しくなっています。

鳥獣被害に係る情報の共有化を図り、地域と行政が一体となった鳥獣被害に強い地域づくりや侵入防止柵の設置、地域の環境整備への支援等、農作物の被害軽減の取組を進めます。

耕作放棄地に係る情報の共有化を図り、地域の実状に即した耕作放棄地の解消対策や農地の有効活用への取組を支援します。また、農地整備の推進に併せて農地の流動化を促進し、耕作放棄地の解消や発生防止を図ります。

これまでに造成された農業水利施設や農道等について、経年変化により機能が低下した施設を対象に機能診断調査を行い、計画的に保全対策を進め、持続的な生産を支える生産基盤を確保します。

農地や農業水利施設等の保安全管理、自然環境・景観・伝統文化の保全活動等、農業者と地域住民が一体となった集落活動を支援し、中山間地域における適切な農業生産活動の維持を図ります。

地域農業を支える多様な担い手の育成・強化

農業従事者が高齢化し、担い手が不足する中で、新規就農者、青年農業者、女性や定年帰農者を含めた高齢者の活動促進等の支援を行う必要があります。今後、新規就農希望者や農業への参入希望企業も増えると予想されるため、就農支援体制の整備等、就農環境づくりが急務となっています。

認定農業者においては高齢化が加速し、大幅な増加が見込めない状況にありますが、意欲ある農業者への経営、技術向上の支援が必要となっています。

特に、水稻では小規模兼業農家からの農作業受託が増加していることから、受託組織等への活動支援が必要となっています。

また、農村起業の継続と地域農業の活性化を図るために、農村起業への活動支援も求められています。

既存の地域リーダー、青年農業者、女性及びその組織活動を支援し、地域農業の担い手を育成します。新規就農希望者に対しては、関係機関等と連携し就農支援体制を整え、農業経営の自立を支援します。また、農業への参入希望企業に対しては町村等との調整活動を行います。

農村女性会議や女性組織の活動支援を通じて、女性の経営参画・社会参画とその環境づくりを支援し、農業・農村における男女共同参画を推進します。

農業経営改善計画の策定を支援するとともに、認定農業者の経営管理能力の向上を図り、効率的、安定的な経営体を育成します。

作業受託組織・集落営農組織等の取組や活動を支援し、吾妻地域の水田農業の持続、担い手確保を図ります。

農村起業の組織運営や人材育成、起業間のネットワークを活用した販路拡大を支援し、経営発展を図ります。

野菜を中心とした農産物の産地化と環境保全型農業の推進

吾妻地域では、嬭恋村や長野原町のキャベツ・レタス等の高原野菜、東部地域の夏秋ナス・雨よけトマト等の県重点品目のほか、地域推進品目であるスイートコーンやズッキーニ等、多様な野菜が生産されています。今後とも、産地間競争に対応するため、実需者が求める新鮮で安全・安心な野菜の生産体制及び低コストで鮮度保持に対応した流通体制を強化する必要があります。

また、観光果樹、切り花・宿根草、こんにゃく、米、きのこ等では、経営安定のため収益性向上に向けた取組が求められています。

農産物の安全性確保と実需者等の食品安全志向に 대응するため、GAP・有機農業・特別栽培・エコファーマー等の環境に配慮した農業の推進が求められています。

高原野菜は、実需者からの更なる信頼を得るため、品質向上と安定生産による産地ブランド力強化を推進します。また、機械化等による生産性の向上、契約取引やコンテナ出荷の拡大を支援します。

夏秋ナス、雨よけトマト等は、堆肥の利用や栽培技術向上により生産性を高めるとともに、新規栽培者を確保・育成します。また、地域推進品目であるズッキーニ等の産地化への取組を支援します。

果樹は、消費者ニーズの高い優良品種や生産安定技術等の導入、さらには観光直売等を基本に多様な流通チャネルを活用した販売を支援します。花きは、スプレーギク等の施設化による生産性の向上と、切り花・宿根草栽培の肥培管理適正化による安定栽培を支援し、産地の活性化を図ります。

こんにゃくは、緑肥作物のすき込みによる土づくりと病害発生抑制のため温湯消毒等を推進し、生産性の向上を支援します。また、米では組織育成を行うとともに、栽培技術の高位平準化等によりおいしい米づくりを推進します。きのこは、研修会等で生産性や品質の向上を推進します。

栽培履歴の記帳推進や農薬飛散防止の啓発活動を行い、さらに減農薬・減化学肥料栽培とGAPを推進し、安全・安心の産地及び農産物づくりを進めます。また、緑肥栽培と表土流失防止対策等により、環境に配慮した農業を支援します。

生産性の高い畜産経営の確立と耕畜連携の強化

吾妻地域では、比較的大規模な畜産経営体が多く、管内の農業生産額に占める割合が大きくなっていますが、飼料価格の変動等、畜産を取り巻く情勢が厳しいなか、経営の安定化を推進する必要があります。

また、堆肥の有効利用を図るため、品質の安定した良質な堆肥の生産を行うとともに、耕種農家に対して、堆肥利用の促進を図る必要があります。

さらに、家畜伝染病(口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等)の発生については、畜産経営のみならず、地域経済に対しても多大なる損害を与えることから、家畜防疫対策の徹底を図る必要があります。

酪農については、飼料自給率向上の支援や乳質改善指導を実施し、また、繁殖肉牛では耕作放棄地を利用した和牛放牧を推進する等、大家畜での生産性の高い畜産経営の確立に努めます。

養豚・養鶏を中心とした大規模畜産経営体に対して、経営診断及び経営指導を実施することにより、畜産経営の安定化について支援します。

家畜排せつ物の適正な管理の下、耕種農家に対して堆肥成分の情報伝達を進めるとともに、耕種作物における堆肥の施用効果の検証を行い、また、耕畜連携の推進活動を実施することにより、堆肥利用の促進を図ります。

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合に備えて、危機管理体制を強化するとともに、鳥インフルエンザ発生予防には、定期的なモニタリング検査を実施します。また、ヨネ病、オーエスキー病等の家畜伝染性疾病の予防を徹底します。

利根沼田地域【地域政策】

現状

利根沼田地域は、谷川岳や武尊山など周囲を 2,000 m級の山々に囲まれ、標高差に富んだ地形と夏季冷涼な自然条件等を活かし、多彩な農業経営が行われています。

赤城山北西麓の赤城高原や片品高原では、レタス、ほうれんそう、トマトなどの夏秋野菜や酪農、肉用牛、こんにゃく等の大規模経営が行われています。また、当地域は、関越自動車道や上越新幹線等の利便性の高い交通網が整備され、首都圏への野菜の供給基地であるとともに、豊かな自然環境や観光資源に恵まれ、りんご、ぶどう、おうとうなどの観光果樹園が全域で多く営まれ、農業は地域の基幹産業となっています。

ほ場整備の整備率は、水田 82 %、畑 73 %、畑地かんがい施設 51 %が整備され、大規模なこんにゃく栽培や高原野菜産地の形成などに大きな役割を果たしています。

また、農林漁業体験民宿など地域の特色を活かしたグリーンツーリズムの取組が盛んになっています。近年、農業従事者の減少・高齢化等により耕作放棄地は増加傾向にあるとともに、イノシシ、サル、シカ等による農作物被害も拡大しています。



取組方向【重点推進事項】

地域農業を支える担い手の確保

農業従事者の減少・高齢化や担い手の減少等が進む中で、次世代を担う新規就農者や認定農業者等の育成・確保が求められています。また、管内には小規模な水稻栽培農家が多く、水田農業を維持するためには水田作業を中心とした農作業受託組織の育成が必要となっています。

今後、意欲ある農業者等への農地の利用集積を推進し、安定的な農業経営の確立を支援するとともに、男女共同参画の推進や定年帰農者、農外からの農業参入等を支援し、地域農業の活性化を図ることが大きな課題となっています。

次世代を担う新規就農者を育成・確保するため、担い手育成総合支援協議会及び市町村、農業委員会、農協等の関係機関が連携し、新たな就農希望者等の自立を支援します。

意欲ある農業者に農業経営改善計画の認定を進め、認定農業者の確保に努めるとともに、認定農業者への農地の利用集積や支援事業の利用等を推進し、安定した農業経営の確立を支援します。

地域の水田農業を永続的に維持・確保するため、水田作業等を中心とした農作業受託組織を育成し、円滑な運営が図られるよう支援します。

これからの農業農村を担う青年農業者や女性農業者の経営・社会参画を支援するとともに、定年帰農者等への就農支援を推進します。

地域農業の活性化と農地の有効活用を図るため、企業等の農業参入を支援し、地域農業者との調和を図った地域農業振興を推進します。

観光農業と都市農村交流による地域農業の振興

利根沼田地域は、観光資源や交通立地条件に恵まれ、りんごを中心とした観光果樹園が多く営まれているが、消費者ニーズを踏まえた新たな品目や新品種導入等による販売期間の拡大が課題となっています。また、農産物直売所も多く設置され、地場農産物を利用した特産加工品の開発等による販売品目の拡大が求められています。

当地域は、豊かな自然環境に恵まれ、農業体験を取り入れたグリーンツーリズム等による都市農村交流が行われているが、交流を通して地域農業の活性化が図られるような取組が求められています。

地域内の観光果樹園や農産物直売所等への誘客増加を図るため、市町村、農協、観光団体等が連携した誘客対策を推進します。

各果樹生産組織や観光果樹園等を対象に、消費者ニーズを踏まえた新たな品目や新品種の導入・拡充を図り、販売期間の拡大と消費者に信頼される観光果樹産地の確立を目指します。

意欲ある担い手への樹園地の利用集積等を推進するとともに、高品質安定生産技術の導入や観光果樹園の経営等を支援し、新たな担い手の育成・確保に努めます。

農業者、農産物加工組織、農村女性起業等による地元農産物を素材とした新たな加工品の開発や、地域特産品の拡充、農産物直売所等の行う地産地消の取組を支援します。

グリーンツーリズム等により都市農村交流を積極的に推進し、地域農業の活性化が図られるよう支援します。

「きのこ」の消費拡大等を図るため、地域イベントや直売施設等での消費宣伝活動を支援します。

競争力ある高原野菜産地の確立

当地域では、標高差に富んだ地形と夏季冷涼な自然条件等を活かし、レタス、ほうれんそう、トマト、えだまめなど夏秋野菜の主産地となっています。また、地域の特産野菜にふき、うど、アスパラガスがあります。

赤城山北西麓地域には、大規模な野菜栽培農家等が多く、低コスト生産技術の導入等による高品質安定生産技術を確立し、競争力のある産地づくりが課題となっています。また、消費者・実需者ニーズに応じた栽培管理や農業生産工程管理(GAP)等への取組を推進し、消費者に信頼される産地づくりが求められています。

県重点8品目のうちレタス、ほうれんそう、トマト、いちご、キャベツと地域推進品目の夏秋だいこん、えだまめ、ふきの高品質安定生産を推進します。

新たな流通取引への対応や業務用・加工向けなどの契約的取引をより一層強化し、実需者の要望に応じた生産流通体制の整備を推進します。

消費者・実需者ニーズに対応した野菜産地を確立するため、栽培管理や農業生産工程管理(GAP)等への取組を推進します。

野菜農家の経営安定を図るため、県育成品種や補完品目の導入を推進し、体質強化を図るとともに特色のある野菜産地の育成に努めます。

畑地かんがい用水を利用した雨除け施設の導入を推進するとともに、基盤整備等により作業効率の高い農地に改良し、生産性の高い野菜産地の確立を支援します。

環境に調和した農業生産の推進

消費者から信頼される「安全・安心」な農畜産物生産を行うため、農薬の適正使用を基本に、農産物生産履歴記帳や家畜飼養衛生管理基準の徹底等が求められています。

また、環境に配慮した持続的な農業生産を推進するため、性フェロモン剤や生物農薬などによる総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入や家畜堆肥を活用した土づくり・化学合成農薬低減・化学肥料低減などによる環境保全型農業への取組が課題となっています。

農産物の安全性の確保や環境負荷の低減等に対応するため、販売農家に対して、農業生産工程管理(GAP)手法導入を推進します。

農畜産物生産者を対象に、農産物生産履歴記帳や家畜飼養衛生管理基準を徹底し、消費者から信頼される農畜産物生産への取組を推進します。

果樹や野菜栽培を対象に、性フェロモン剤や生物農薬などの総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入等を支援し、化学合成農薬低減による環境に配慮した農業生産を推進します。

群馬県特別栽培農産物認証制度やエコファーマーの認定取得等を支援し、持続的で環境にやさしい農業の実践を推進します。

畜産農家の良質堆肥生産と耕種農家の家畜堆肥の有効活用を支援し、化学肥料節減による健康な土づくりへの取組を推進します。

こんにやく生産では、環境に配慮した新技術の導入を支援するとともに、輪作や緑肥作付け等を推進し、化学合成農薬・化学肥料の低減等による安定生産に努めます。

中山間地域における農業生産基盤の強化

中山間地農業では、農業従事者の減少・高齢化等により耕作放棄地は増加傾向にあり、解消に向けた対策と発生防止の取組が求められています。また、イノシシ、サル、シカ、クマなど野生鳥獣による農作物被害が増加し、被害対策への取組が大きな課題となっています。

農業生産基盤である農地や農業施設を維持し、生産性の高い営農活動を継続するため、作業効率の悪い農地の基盤整備や農業用水利施設及び農道の保全対策等に取り組む必要があります。

また、当地域には大規模な畜産農家(酪農、肉牛、養豚、養鶏)が点在しているため、特定家畜伝染病(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなど)に対する防疫体制の強化と発生時の的確な対応が必要です。

市町村及び農業委員会等と連携して耕作放棄地の状況調査等を実施し、意欲ある農業者への農地の利用集積を推進し、農地の有効活用と耕作放棄地の未然防止に努めます。

鳥獣被害対策研修会の開催や被害防止展示ほの設置により農業者の意識を高めるとともに、わな猟免許の取得や防護柵の設置等を支援し、野生鳥獣による農作物被害の軽減に努めます。

農地等の有効活用を図るため、作業効率の悪い農地を対象に基盤整備等を推進し、利用効率を高め耕作放棄地の解消を推進します。

既存の基幹農業水利施設や農道の長寿命化と異常気象時の災害を未然に防ぐため、保全対策事業を実施し、施設の有効活用に努めます。

「中山間地域等直接支払制度」などにより農地・農業用施設・農村環境の保全活動への支援や農業用排水施設等の長寿化のための補修・更新する活動を支援します。

3カ所の公共牧場(武尊牧場、川場牧場、大峰育成牧場)の受入れ頭数を増やすため、各牧場の草地管理や衛生対策等を支援し、牧養力の向上に努めます。

特定家畜伝染病(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなど)の発生に備え、市町村及び関係機関等と連携し、防疫体制の強化を図ります。

東部地域【地域政策】

現状

東部地域は、太田地域（太田市）、桐生地域（桐生市、みどり市）、館林地域（館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）の3つの地域からなり、管内北部に中山間地帯を含む、代表的な平坦農業地帯です。

また、この地域は、太田市、館林市を中心とした北関東有数の工業地帯でもあり、北関東自動車道の全線開通に伴い道路交通網の整備が進むなど、農地に対する非農業的な土地利用への需要も多くなっています。

地域の農業は、県内作付け面積の約40%を占める米や麦を中心に都市近郊の立地条件を活かした野菜等の園芸作物や畜産が営まれています。

野菜は、きゅうり、トマト、なす、ほうれんそう等の施設野菜、ブロッコリー、ねぎ、はくさい等の露地野菜の生産が盛んです。また、地域の特産であるやまといも、小玉すいかは全国を代表する産地として高い評価を受けています。最近では、館林地域で導入されたにがうりは本州一の産地にまで成長しています。

畜産は、太田地域では肉牛・酪農・養鶏、桐生地域では養豚が盛んで、規模拡大による経営の効率化が進んでいます。しかし一方で、畜産環境問題、畜産物価格の低迷、高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫を始めとした家畜伝染病対策のための体制整備等の課題を抱えています。

共通の課題としては、農業従事者の高齢化、担い手の減少、耕作放棄地や遊休施設の増加等があります。また、管内北部の中山間地域を中心として、野生鳥獣による被害が年々拡大し、生産意欲の低下や耕作放棄地の増加が地域農業の課題となっています。



取組方向【重点推進事項】

意欲ある担い手対策

近年、農業従事者は、高齢化・後継者不足等により減少傾向にあり、地域農業の活力は低下しています。このため、意欲ある担い手の確保と育成をするとともに、農業以外からの人材も含めた幅広い参入者に対する受け入れ体制の整備が重要となっています。

また、効率のかつ安定的な農業経営の確立のため、認定農業者や集落営農組織への農地集積による規模拡大と経営体としての体質強化のために法人化や低コスト生産も重要な課題となっています。

地域担い手育成総合支援協議会に対し、地域農業におけるマネジメント機能が発揮できるよう関係機関と連携し推進します。

新規就農を含めた参入者の受入れのためのシステムづくりと相談窓口の開設により、研修受入農家・組織の育成・紹介、農地情報の収集・発信を行うとともに技術・経営両面を支援します。

効率的、安定的な経営体を育成するため、認定農業者の経営管理能力向上、集落営農の組織化や法人化を促進するとともに、認定農業者・集落営農組織・農業法人への農地の面的集積を進めます。

補助事業の活用によって認定農業者や集落営農組織の経営の大規模化をすすめるため、施設整備を実施し、農業生産の低コスト化と所得の確保を図ります。

農家経営に女性農業者や後継者の参画を進めるため、家族経営協定の推進を図ります。

農業に意欲のある女性農業者、高齢者、定年帰農者等に生産技術等の向上を図ります。

高齢化などにより、規模縮小を図る農家の農地・農業用ハウス・果樹園などの有効活用を促進し、担い手農家や新規就農者等へ貸借を促進する体制整備を推進します。

地域の特性を活かした水田農業対策

水田は、管内の耕地面積の約60%を占めており、水田農業の経営安定は地域農業の重要な課題の一つです。米需要の減少と米麦価の低迷が続くなか、国の方針に基づく、戸別所得補償制度の有効活用、集落営農の法人化への取組等が重要となってきています。

農業者戸別所得補償制度の積極的な活用等により、二毛作体系及び新規需要米・加工米等を推進し、所得確保による経営の安定化を図ります。

米は、規模拡大と温暖化に対応した基本技術の励行等による高品質安定生産を図ります。

麦は、県育成品種である小麦「さとのそら」と農業生産工程管理（GAP）を推進します。

野菜を中心とした園芸産地対策

野菜は、管内農業産出額の46%を占める基幹部門ですが、従事者の高齢化や後継者不足、生産コストの増大、消費者が求める新鮮で安全・安心な野菜の生産等が課題となっています。

花き、果樹は、地域で特色ある生産が展開されていますが、消費者動向を迅速に反映できる生産体制づくり、生産技術のレベルアップによる安定的な生産が求められています。

東部地域やさい振興対策会議等を中心に各市町、JA等との情報の共有化を図るとともに、ぐんま「野菜王国」推進計画(仮称)に定める重点8品目及び管内地域推進品目を重点的に推進します。

安全性の高い農業を支援するために、栽培や病虫害防除体系を見直し、農薬の適正使用と農業生産工程管理（GAP）を普及推進します。

野菜の病虫害の発生を化学農薬だけに頼らず、物理的、生物的方法を組み合わせる防除を行う総合的病虫害防除技術（IPM）により化学農薬の散布回数を軽減し、環境にやさしい野菜の生産を推進します。

太田地域のねぎ、ほうれんそうは、面積拡大（大規模化）のために、省力化技術の導入、連作障害対策の推進、パートの労務管理の適正化等を推進します。

太田地域のやまといもは、収量の安定とコストの削減のために、基本技術の徹底、耕畜連携による優良堆肥・緑肥の活用、県育成品種の導入を図ります。すいかは、産地維持のために、担い手対策、生産技術対策、流通販売対策等の総合的な産地振興を推進します。

桐生地域の施設栽培トマト・なす・きゅうりの経営安定のため、省エネ技術の導入や難防除病虫害対策の徹底を図ります。

桐生地域の露地なすは、増加している新規参入者を中心に、現地の講習会等により基本技術を徹底し、品質の向上を図ります。ブロッコリー、ほうれんそうなどの露地野菜は、耕作地を有効利用するため、低コスト生産技術の導入や連作障害の軽減対策を推進します。

館林地域のきゅうり産地維持のために、空きハウスの活用検討、担い手への栽培講座の開催、難防除病虫害対策、収穫期間の拡大等を推進します。

館林地域のにがうりは、品質の安定のため、基本技術の徹底と商品化を推進します。はくさいは、低コスト生産のため、土壌分析に基づいた適正施肥管理を推進します。

桐生・館林地域の鉢物類（シクラメン、アジサイ、カーネーション）等の高品質安定生産のため、肥培管理、適正防除、施設環境制御など基本技術の徹底を図ります。また、販売促進のため、商談会やPRイベント等の活動を支援します。

桐生地域のブドウの品質向上のため、無核化栽培技術の徹底と結果調節を指導・推進するとともに、消費者ニーズに対応した新品種の導入を推進します。

館林地域のナシの新規参入者確保・育成のため、栽培技術の習得、経営・販売の管理、農村地域への適応を推進します。

畜産経営の安定対策

畜産は、管内農業産出額の33%を占める主要な部門のひとつですが、配合飼料価格の高止まりや環境対策経費など生産コストを上昇させる要因を多くかかえています。このため、耕種農家と連携のもと、自給飼料・飼料イネ等の生産・利用の拡大や家畜排せつ物の有効利用を図ることにより、生産コストの低下と経営の安定が求められています。

畜産経営の安定のために、耕畜連携組織・コントラクター等の育成、自給粗飼料活用による低コスト生産技術、飼養管理技術の高位平準化を推進します。

家畜伝染病等に対する防疫体制の周知を反復継続し、家畜等の疾病に起因する地域の危機管理を徹底します。また、家畜排せつ物の適正管理の推進により、畜産経営に起因する苦情の減少と堆肥の有効利用に努め、畜産経営の安定を図ります。

地域で取り組む基盤・環境対策

水田の基盤整備率は47%(館林地域29%)と、県平均(62%)より低くなっています。このため、地域の状況に応じた基盤整備を推進する必要があります。

また、太田地域や館林地域の平坦地帯では、農地の開発、住宅化に伴う排水量の増加により、既存農業水利施設の排水能力が不足し、水路から溢水した排水が農地や宅地等に流れ込む等の湛水被害を起しています。

北部の中山間地域では、農村地域の高齢・過疎化により、耕作放棄地が徐々に拡大し適切な農地利用が困難となっています。また、野生鳥獣による被害は拡大を続け、農作物被害は深刻化しています。鳥獣害対策は、地域ぐるみで面的に取り組むことが重要なことから、計画的・総合的に鳥獣被害に強い地域づくりを進める必要があります。

太田地域及び館林地域において、簡易なほ場整備事業の推進など、地域条件や多様化する農業に適した基盤整備を推進することにより、優良農地を確保するとともに、担い手への農地集積を図り、農産物の低コスト化生産を推進します。

基幹的な農業水利施設の有効利用を図るため施設診断や予防保全対策を実施し、施設の長寿命化と農業用水の安定供給を確保します。

農業水利施設を管理する土地改良区等の組織も組合員の減少や高齢化により施設の維持管理が困難な状況にあるため、保全整備とあわせて組織体制の強化を図ります。

太田地域及び館林地域の平坦地帯において、農地や農業用施設、農村地域への湛水被害が発生していることから、農地防災事業等により農業用排水施設や洪水調整池の整備を進め、農地の保全と地域排水機能の向上を図るとともに、安全で住みよい農村地域を形成します。

地域耕作放棄地対策協議会を中心に関係機関と連携し、地域に適した作物の選定・導入を推進するとともに、補助事業の活用により耕作放棄地の解消及び発生防止対策を行います。

鳥獣被害軽減のために、特措法に基づく鳥獣被害防止計画実施への支援として、地域鳥獣被害対策協議会と連携し、住民を交えての集落診断の実施、小規模土地改良事業等の活用により、地域ぐるみの対策を推進します。

活力ある地域づくり対策

地域住民が主体となって地域資源を活用し、人々が生き生きと暮らす活力ある地域づくりが求められています。このため、農商工等連携や地域住民による農地・農業水利施設の共同維持活動の推進、中山間地域の活性化等を図る必要があります。

地域の活性化と農業経営の安定化を図るため、農商工等連携による地域特産品作り等の商品開発や6次産業化の推進します。

各種補助事業等の活用により、農地・農業水利施設、農村環境の保全に向けた理解を深め、農家と地域住民が連携した共同活動への計画作りや地域コミュニティ作り等を推進します。

急傾斜地等営農条件不利地域への格差の補正や農業・農村の持つ多面的機能の維持を図るため、中山間地域等直接払制度を効果的に推進し、農地の適切な維持・管理や中山間地域の農業・農村の活性化を図ります。

中山間地域における新規振興作目や農産加工品の検討・導入等地域の特性を活かした高収益・高付加価値農業の実践を支援します。

地産地消の推進を図るため、直売組織へ新規品目の開発、農産物・加工品の計画的安定供給等を推進します。

教育機関等と連携して、児童・生徒に対する食農教育への取組を推進します。

第6章 主要指標と生産努力指標

主要指標

主要指標の目標は次のとおりです。

	H17	基準年(H22)	目標年(H27)	備考
農地面積	78,500 ha	75,400 ha	74,000 ha	
田	29,400 ha	28,100 ha	28,000 ha	
畑	49,000 ha	47,300 ha	45,900 ha	
農家戸数	62,527 戸	57,269 戸	55,000 戸	H22の数値は 農林業センサス概数値
販売農家	38,508 戸	31,931 戸	28,500 戸	
主業農家	10,808 戸	8,539 戸	7,000 戸	
準主業農家	5,830 戸	4,959 戸	3,700 戸	
副業的農家	21,870 戸	18,433 戸	17,800 戸	
自給的農家	24,019 戸	25,338 戸	26,500 戸	

	H17	基準年(H21)	目標年(H27)	備考
農業産出額	2,200 億円	2,209 億円	2,230 億円	
園芸	909 億円	970 億円	1,009 億円	
野菜	754 億円	821 億円	858 億円	
果実	97 億円	96 億円	96 億円	
花き	58 億円	53 億円	55 億円	
畜産	938 億円	895 億円	903 億円	
肉用牛	129 億円	116 億円	117 億円	
乳用牛	282 億円	283 億円	274 億円	
豚	307 億円	297 億円	308 億円	
鶏	202 億円	183 億円	191 億円	
米	194 億円	185 億円	175 億円	
麦類	54 億円	23 億円	23 億円	
雑穀・豆類・いも類	19 億円	19 億円	16 億円	
工芸農作物	80 億円	110 億円	94 億円	
(参考)				
きのこ	96 億円	72 億円	102 億円	農政部調べ
水産	12 億円	7 億円	9 億円	
農業ビジネス関連額				農政部調べ 農業者が中心となり、地域資源を活用した経済活動の販売額（農協等による取組は含まない。）
農産物直売所 販売額	128 億円	140 億円	150 億円	
農村起業 販売額	-	31 億円	40 億円	
農業所得 (主業農家)	416 万円	(H19) 497 万円	600 万円	農林水産省「農業経営統計」結果による
食料自給率		(H20)		
カロリーベース	34 %	34 %	37 %	
生産額ベース	92 %	88 %	96 %	
認定農業者	4,179 人	5,010 人	5,400 人	農政部調べ
農業法人数	321 法人	432 法人	580 法人	農政部調べ
基盤整備率				農政部調べ
田	56 %	58 %	60 %	
畑	60 %	63 %	63 %	
畑	53 %	56 %	58 %	

生産努力指標

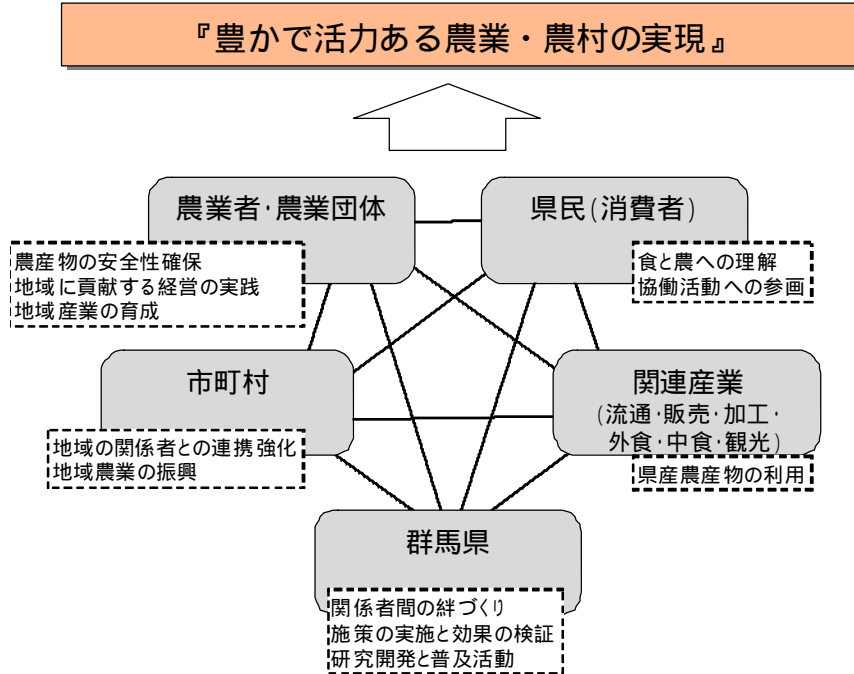
個別品目の生産努力目標は次のとおりです。

	作付面積・飼養頭羽数		生産量		備考
	基準年(H21)	目標年(H27)	基準年(H21)	目標年(H27)	
園芸 野菜 果樹 花き	19,700 ha 2,890 ha 388 ha	20,050 ha 2,774 ha 376 ha			
畜産 生乳 牛肉 豚肉 鶏肉 鶏卵	40,200 頭 70,300 頭 619,400 頭 6,538 千羽 4,675 千羽	38,300 頭 70,000 頭 642,600 頭 6,000 千羽 4,700 千羽	266,797 t 19,354 t 88,111 t 18,749 t 78,302 t	261,888 t 18,800 t 91,100 t 17,520 t 79,100 t	
米 麦 大豆 こんにゃく きのこ	17,800 ha 7,900 ha 404 ha 3,520 ha -	16,500 ha 8,560 ha 410 ha 3,500 ha -	89,000 t 31,900 t 703 t 59,900 t 12,220 t	81,510 t 35,950 t 681 t 60,900 t 16,780 t	

第7章 関係者の役割と推進・評価体制

実現に向けた関係者の役割

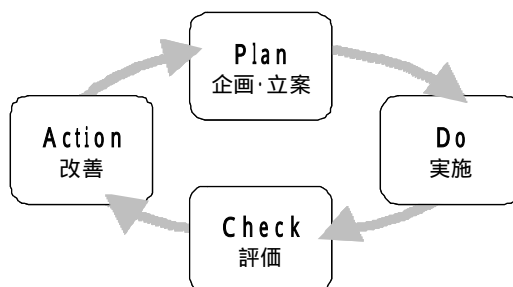
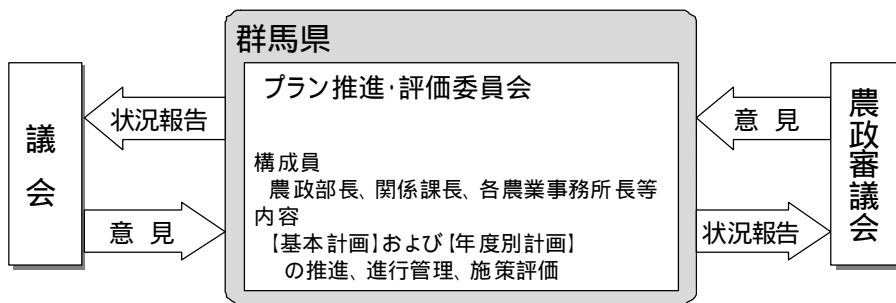
『豊かで活力ある農業・農村の実現』のためには、県民、農業者・農業団体、市町村、関連産業、県がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携を進め、絆を強固なものとする必要があります。



推進・評価体制

「プラン推進・評価委員会」を設置し、定期的な進行管理と評価により、P D C Aサイクル(「企画・立案(Plan)」「実施(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」)を徹底し、企画・立案やそれに基づく実施を的確に行い、施策を推進します。

また、県議会、農政審議会、農業者や県民に対して、施策内容や効果について、分かりやすい説明に努め、取組内容の改善に活かします。



参考 策定経過・農政審議会等名簿

策定経過

平成22年

- 2月16日 平成21年度 第2回 農政審議会
- 3月～ 食料・農業・農村に関するアンケート調査
調査対象 農業者1,000件(回収率57.5%)、消費者2,000件(回収率45.9%)
- 5月18日 平成22年度 第1回 農政審議会
- 6月9日 5月県議会(環境農林常任委員会)に骨子報告
- 7月～ 地域別プラン策定意見交換会(5県民局)
- 10月4日 9月県議会(環境農林常任委員会)に検討状況報告
- 11月4日 次期群馬県農業振興プラン策定意見交換会(第1回)
- 11月～ 11月県議会に概要報告(本会議)、素案報告(環境農林常任委員会)
- 12月15日 次期群馬県農業振興プラン策定意見交換会(第2回)
- 12月24日～ 県民意見提出制度(パブリックコメント)の実施
1月22日

平成23年

- 2月2日 平成22年度 第2回 農政審議会
- 2月16日 2月県議会に議案提出
- 3月10日 2月県議会で議決

上記以外に、関係所属長による策定委員会(4回)、次長等による策定委員会幹事会(12回)を開催

群馬県農政審議会

(敬称略 50音順)

氏名	備考	氏名	備考
小川 恵弘	群馬県農業経営士協議会会長(繁殖和牛)	中道 美代子	(株)上毛新聞社広告局企画部 次長
奥木 功男	群馬県農協中央会・各連合会 会長	原沢 昭子	原沢りんご園(農家レストラン)
黒岩 宗久	農業(露地野菜)	星野 已喜雄	群馬県土地改良事業団体連合会 会長
渋澤 澄子	群馬県食生活改善推進員連絡協議会会長	真塩 卓	群馬県町村会長(榛東村長)
関 せき子	民宿「富士見荘」(川場村)	松村 久子	(有)あずま産直ねっと(施設・露地野菜)
田口 佐知雄	群馬県農業会議 会長	八木 宏典	東京農業大学 教授
田村 善男	ぐんま県央青果株式会社 常務取締役	矢端 幹男	群馬県稲作経営者会議副会長(米麦、養豚、加工)

次期群馬県農業振興プラン策定意見交換会

(敬称略 50音順)

氏名	備考	氏名	備考
市川 美加	NPO法人子育て応援団ぐんま代表理事	竹下 裕理	フリーアナウンサー、野菜ソムリエ
小澤 康弘	農業(和牛肥育)、群馬県農業経営士	野元 悠太	農業(露地野菜)
鹿島 洋一	東京シティ青果(株)営業事業推進部副部長	藤井 啓太郎	JA群馬中央会総務企画部長
木下 浩美	片品村役場 むらづくり観光課長	星野 孝之	果樹園とカフェ経営、雪ほたか生産組合長
斉藤 千晴	農業((有)たけやま代表取締役社長)	矢島 亮一	NPO法人自然塾寺子屋理事長

ぐんま農業はばたけプラン

【基本計画】

～豊かで活力ある農業・農村の実現～

平成23年3月

群馬県農政部農政課

〒371-8570

前橋市大手町1丁目1番地1号

電話:027-223-1111(代表)